株式交換に関する事前開示書類

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項）

2022 年 5 月 25 日

藤久ホールディングス株式会社

2022年5月25日

株式交換に係る事前開示事項

（会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項）

名古屋市名東区高社一丁目210番地
藤久ホールディングス株式会社
代表取締役社長　　中松　健一

当社及び株式会社日本ヴォーグ社（以下、「日本ヴォーグ社」という。）は2022年7月1日を効力発生日として当社を株式交換完全親会社、日本ヴォーグ社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める開示事項は、下記のとおりです。

記

１．株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

２．会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

３．会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

当該定めはありません。

４．株式交換完全子会社について次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

日本ヴォーグ社は、2022 年４月 21 日付で、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2022 年６月 10 日開催の同社臨時株主総会の決議による承認を得た上で、2022 年７月１日を効力発生日として行う予定です。本株式交換の内容につきましては、別紙１をご参照ください。

５．株式交換完全親会社について次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第４号）

（１）最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、株式交換完全親株式会社の成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は 2022 年１月４日設立のため、確定した事業年度はありません。

当社は、2022 年４月 21 日付で、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2022 年６月 13 日開催の当社臨時株主総会の決議による承認を得た上で、2022 年７月１日を効力発生日として行う予定です。本株式交換の内容につきましては、別紙１をご参照ください。

（２）最終事業年度がない場合、成立の日における貸借対照表

当社は 2022 年１月４日設立のため、確定した事業年度はありません。

当社成立の日における貸借対照表は、別紙４のとおりです。

６．株式交換が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第５号）

会社法第 799 条第１項の規定により、本株式交換について異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以上

（別紙１）本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

藤久ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と株式会社日本ヴォーグ社（以下「乙」という。）とは、2022年4月21日付け（以下「本締結日」という。）で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）により、乙の発行済普通株式の全部を甲に取得させる。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲　　商号：藤久ホールディングス株式会社
　　住所：名古屋市名東区高社一丁目210番地

乙　　商号：株式会社日本ヴォーグ社
　　住所：東京都中野区弥生町 五丁目6番11号

第3条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年7月1日とする。ただし、本株式交換の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、書面により効力発生日を変更することができる。

第4条（株式の割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、効力発生日の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株式名簿に記載又は記録された株主（ただし、甲を除く。以下同じ。）に対し、その保有する乙の普通株式の数の合計に57.806を乗じて得た数の甲の普通株式を割当交付する。
2. 前項に従い、甲が割当交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第5条（甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりである。

(1) 資本金　　金0円
(2) 資本準備金　　法令の定めにしたがい増加することが必要とされる最低額
(3) 利益準備金　　金0円

第6条（株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項の決議を経る。ただし、本株式交換の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（表明保証）

1. 甲及び乙は、本契約締結日及び効力発生日において、自らについて（乙について規定した事項は乙のみ）、別紙1記載の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
2. 本条に定める表明及び保証が本株式交換に係るリスクの分担を目的とするものであり、自らの表明及び保証に係る事項につき、甲又は乙が現に認識し、又は認識し得た事実であっても、本契約に定める当該表明及び保証の効果（第13条に定める損害賠償責任

を含む。）に何らの影響も及ぼさないことを確認する。

第 8 条（効力発生日までの乙の義務）

乙は、効力発生日までに、以下の義務を履行した上で、甲に対し、以下の事項を履行したことが確認できる資料を提出する。

(1) 乙が、効力発生日の直前の時点において有する自己株式の全てを、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により消却すること。

(2) 乙及びヴォーグ学園において、役員退職慰労金の打切支給に係る決議を行い、役員退職慰労金規程を廃止すること。

第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって各自の業務を執行し、一切の財産の管理を行い、その財産及び権利義務について重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙協議の上合意して実行する。

第 10 条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の締結に関連した交渉の経緯及び内容、本契約の締結に関連して相手方当事者から開示された秘密情報について、相手方当事者の書面による事前の同意がある場合を除き、これを第三者に開示し、又は漏洩してはならず、また本契約に基づき本株式交換を実施する目的以外で使用してはならない。ただし、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合を除く。
   (1) 法令上必要である場合
   (2) 自己の役員及び従業員に対し、本契約のために合理的に必要とされる範囲で秘密情報を開示する場合（ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。）
   (3) 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、不動産鑑定士その他法律上又は契約上守秘義務を負うアドバイザー等に開示する場合
   (4) 公的機関の要請に従って開示する場合
2. 前項にかかわらず、次の各号に定める情報については、秘密情報から除外される。
   (1) 開示を受けた時点で、受領者が既に保有していた情報
   (2) 開示を受けた時点で、既に公知であった情報
   (3) 開示を受けた後、受領者の責に帰さない事由により公知となった情報
   (4) 受領者が開示者の秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
   (5) 受領者が正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく開示を受けた情報
3. 甲及び乙は、本契約が解除された場合には、相手方当事者からの要請に従い、相手方当事者から開示された秘密情報が記載又は記録された媒体を速やかに返却又は廃棄する。

第 11 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らが反社会的勢力に現在及び将来にわたって該当しないこと並びに反社会的勢力と次の各号の一にでも該当する関係を現在及び将来にわたって有しないことを誓約する。
   (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
   (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
   (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
   (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること
   (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難

されるべき関係を有すること

2. 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して次の各号の行為を行ってはならない。
   (1) 暴力的な要求行為
   (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
   (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
   (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
   (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、反社会的勢力への該当性の判断の為に調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができる。相手方は、これに必要な資料を提出しなければならない。
4. 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、甲と乙の間にて締結された全ての契約を解除することができる。この場合、契約の解除を行った当事者は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しない。また、解除を行った当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償する。

第 12 条（本契約の解除等）

1. 甲及び乙は、次のいずれかに該当する場合には、効力発生日前に限り、本契約を解除することができる。
   (1) 相手方が第 7 条に定めるそれぞれの表明保証に、本株式交換の実行に悪影響を及ぼす違反があった場合
   (2) 相手方が本契約上の義務について重大な不履行又は違反があった場合
   (3) 乙が、第 8 条に定める義務を一つでも履行しなかった場合
   (4) 自らの責めに帰すべからざる事由により、効力発生日までに、本株式交換が実行されなかった場合
   (5) 相手方について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法令上の倒産手続の申立てがされた場合
2. 本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
3. 甲が、効力発生日までに乙において第 8 条に定める義務を履行できる見込みがないと判断した場合、甲乙合意の上、効力発生日を延期することができる。甲が、延期後の効力発生日までに乙において第 8 条に定める義務を履行できる見込みがないと判断した場合、甲及び乙は，本契約の解除も含めて対応を誠実に協議する。

第 13 条（補償）

甲及び乙は、本契約に定められた義務に違反し、又は表明保証した事項が真実かつ正確でなかったことによって、相手方に損害、損失、費用等が生じた場合は、相手方に対して、当該損害等を賠償又は補償する。

第 14 条（公表）

甲及び乙は、本契約に関して、内容、時期及び方法について甲乙協議の上、事前に合意した場合を除き、プレスリリースその他の公表を行ってはならない。ただし、法令等（金融商品取引所の規則を含む。）の規定又は司法・行政機関の判断等により必要とされる場合において、予め相手方に書面で通知した上で合理的な範囲内で公表を行う場合はこの限りでないが、その場合であっても、可能な限り、甲乙間で公表の内容、時期及び方法について

事前に協議する。

第 15 条（契約の修正）
本契約は、甲乙間の書面の合意によらない限り、一切の修正、変更等ができない。

第 16 条（費用）
甲及び乙が、本契約の検討、作成、交渉、締結、履行その他本契約上の義務を履行するために負担した一切の費用については、特段の合意がない限り、各当事者の負担とする。

第 17 条（完全合意）
本契約は、本契約に関する甲乙間の完全なる合意を構成するものであり、本契約締結日までの甲乙間の一切の契約、合意、約定その他の約束（書面によると口頭によるとを問わない。）は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本契約の締結をもって失効する。

第 18 条（本契約上の地位等の譲渡禁止）
甲及び乙は、相手方当事者の書面による事前の承諾なくして、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第 19 条（本契約の効力）
本契約は、第 6 条に定める甲及び乙の株主総会の承認が得られないとき、又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第 20 条（準拠法）
本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

第 21 条（管轄裁判所）
甲及び乙は、本契約に関連する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにつき合意する。

第 22 条（誠実協議）
本契約に定めるもののほか、本株式交換に関して必要な事項について疑義が生じた場合、当事者は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決する。

この合意の証として、本契約書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上各１通を保有する。

2022 年 4 月 21 日

（甲）住所　名古屋市名東区高社一丁目 210 番地
名称　藤久ホールディングス株式会社
代表取締役社長　中松　健一

（乙）住所　東京都中野区弥生町 五丁目 6 番 11 号
名称　株式会社日本ヴォーグ社
代表取締役社長　瀬戸　信昭

別紙１　乙の表明保証事項

(1) 日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。

(2) 本合意の締結及び履行について、取締役会の決議も含め、法令及び定款その他の社内規則上必要とされる一切の手続きを完了しており、その他第三者との契約にも違反するものではないこと。

(3) 乙の株主名簿に記載されている株式数及び株主名は、別紙２のとおりであり、同株主名簿に記載されている株式以外に、発行されている株式は存在せず、また、同名簿に記載されている株主以外に、株主は存在しないこと。

(4) 相手方に対して開示した期間における計算書類（以下「本件計算書類」という。）は、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（乙においては、原則として中小企業の会計に関する指針を意味し、法人税法が規定している事項については法人税法基準を含む。）に従って作成されており、それぞれの本件計算書類が対象とする各期日、及び同日に終了した年度又は期間における作成会社の財務状態及び経営成績を重要な点において適正に示していること。また、本件計算書類は、重要な事項に関する虚偽の記載を含まず、また、記載すべき重要な事項の記載を欠いていないこと。

(5) 本件計算書類に表示されている債務及び最終の本件計算書類の作成基準日以降通常の業務の範囲内において生じた債務以外に、重大な債務（オフバランス取引、保証債務等の未発生の債務、潜在債務、偶発債務、簿外債務、契約不適合責任・不法行為に基づく債務、労働債務、保証債務、租税債務に基づく債務を含むが、これらに限られない。）を負担していないこと。

(6) その資産、経営、業務遂行、財政状態、業績、キャッシュ・フローの状況その他の状態、若しくは業績予想等、又は本株式交換に重大な悪影響を及ぼす事象が存在しないこと。また、乙から甲に事前に開示されている金融機関への不動産担保設定を除き、甲及び乙の財産又は収入に対して担保提供、差押、仮差押、仮処分又は滞納処分はなされておらず、また、その具体的かつ現実的なおそれもないこと。

(7) 債務超過、支払不能又は支払停止等に該当する事実その他の倒産手続の開始事由は生じておらず、それが生じる具体的かつ現実的なおそれもないこと。

(8) 第三者より訴訟その他のクレーム等を受けておらず、また、合理的に予見される範囲内でのその見込みもないこと。

(9) 株式会社ヴォーグ学園（以下「ヴォーグ学園」という。）の発行済株式総数500株すべてを乙が保有していること。

(10) 事業を行うために必要不可欠な重要な契約を全て適法かつ有効に締結しており、自ら、または相手方当事者による重大な債務不履行事由は生じていないこと。

別紙２　株主

	氏　名	株 数
1	瀬戸　信昭	10,986
2	瀬戸　信広	6,072
3	瀬戸　高信	5,552
4	瀬戸　みどり	4,065
5	瀬戸　まり子	2,529
6	冠　達実	5,500
7	徳永　信	4,800
8	大森　和徳	2,386
9	城下　博行	2,000
10	（株）ポプラ	1,200
11	日本ヴォーグ社従業員持株会	5,940
	合　計	51,030 （11名）

（別紙２）会社法第 768 条第１項第２号及び第５号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項並びに交換対価について参考となるべき事項

（１）株式交換対価の相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

	藤久ホールディングス株式会社 （株式交換完全親会社）	株式会社日本ヴォーグ社 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	57.806
本株式交換により 交付する株式数	藤久ホールディングス普通株式：2,949,840 株（予定）	

（注１）株式の割当比率

日本ヴォーグ社の普通株式１株に対して、当社の普通株式57.806株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下、「本株式交換比率」という。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両者協議の上、変更することがあります。本株式交換比率を変更することが決定した場合には、直ちに開示いたします。

（注２）本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式 2,949,840 株を割当交付する予定です。なお、当社はかかる交付に当たり、新たに普通株式 2,949,840 株を発行する予定です。

なお、日本ヴォーグ社は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する株主総会の決議により、日本ヴォーグ社が基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第 785 条第１項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって日本ヴォーグ社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付する当社株式の総数については、日本ヴォーグ社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる日本ヴォーグ社の株主においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、当社の単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

（ア）単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条第１項の規定に基づき、単元未満株主が当社に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

（イ）単元未満株式の買増制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第１項及び当社定款の規定に基づき、当社が買増しの請求に係る自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と合わせて１単元株式数（100 株）となる数の株式を当社から買い増すことができます。

（注４）１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなる日本ヴォーグ社の株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、１株に満たない端数に応じた金額をお支払いいたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

（ア）割当の内容の根拠及び理由

当社は、下記（エ）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の株式交換比率算定に当たり、公平性・妥当性を確保するため、株式会社ストリーム（以下、「ストリーム」という。）を第三者機関として選定し、ストリームによる株式交換比率の算定結果を参考にし、当社が日本ヴォーグ社に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断し、2022 年４月 21 日に、両社それぞれで開催された取締役会において、本株式交換契約の締結を承認いたしました。

（イ）算定に関する事項

Ａ．算定機関の名称並びに両社との関係

ストリームは、当社及び日本ヴォーグ社から独立した第三者機関であり、当社及び日本ヴォーグ社の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

Ｂ．算定の概要

当社については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価分析（本株式交換契約の締結を承認した取締役会開催日の前日である 2022 年４月 20 日を算定基準日として、基準日までの直近１週間、直近１カ月間、直近３カ月間及び直近６カ月間における終値単純平均値を算定の基礎としております。なお、当社は 2022 年１月４日に藤久の単独株式移転により設立され、同日に上場しているため、直近６カ月間には、藤久の 2021 年 10 月 21 日から 12 月 28 日の数値を含めております。）による算定を行いました。

また、日本ヴォーグ社については、非上場会社であり市場株価が存在しないことから、日本ヴォーグ社の将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下、「ＤＣＦ法」という。）による算定を行いました。加えて貸借対照表上の資産及び負債を基礎として時価に基づく含み損益を反映させた純資産価額によって株式価値を評価する修正簿価純資産を基礎として株式価値の算定を行いました。

以上の結果、当社普通株式１株あたりの株式価値を１とした場合の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
藤久ホールディングス株式会社	株式会社日本ヴォーグ社	
市場株価法	ＤＣＦ法	49.41～65.28
	修正簿価純資産法	46.51～72.90

当社及び日本ヴォーグ社は、ストリームから提出を受けた株式交換比率の算定結果を踏まえて慎重に協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社及び日本ヴォーグ社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

（ウ）上場廃止となる見込み及びその理由

当社は、本株式交換において株式交換完全親会社となり、また、株式交換完全子会社となる日本ヴォーグ社は非上場会社であることから、該当事項はありません。

（エ）公正性を担保するための措置

公正性を担保するための措置として、本株式交換の実施にあたり、当社及び日本ヴォーグ社から独立した第三者算定機関であるストリームに、日本ヴォーグ社の株式価値の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、当社と日本ヴォーグ社との間で真摯に協議・交渉を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。以上のことから、当社の取締役会は、本株式交換に関する公正性を担保するための措置を十分に講じているものと判断しております。 なお、当社は、上記第三者算定機関から、公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）の取得はしておりません。

（オ）利益相反を回避するための措置

取締役会において株式交換契約締結に係る決議を行う際に、利益相反の関係を有する取締役はおりませんでしたので、利益相反を回避するための特段の措置は必要ないと判断しております。

（２）当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであります。これは、 当社の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

増加する資本金の額　　金 0 円
増加する資本準備金の額　法令の定めにしたがい増加することが必要とされる最低額
増加する利益準備金の額　金 0 円

（３）交換対価として当社の株式を選択した理由

当社株式は東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引されており、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

（別紙３）日本ヴォーグ社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸借対照表

(2022年1月31日現在)

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**2,212,755**	**流動負債**	**551,669**
現金及び預金	980,001	支払手形	62,577
受取手形及び売掛金	650,554	未払金	268,914
商品及び製品	497,404	未払法人税等	4,802
仕掛品	28,288	未払消費税等	46,271
貯蔵品	1,474	前受金	108,221
前払費用	16,929	預り金	6,382
その他	63,103	返品調整引当金	54,500
貸倒引当金	△ 25,000	**固定負債**	**2,178,178**
固定資産	**1,864,403**	社債	40,000
有形固定資産	**1,617,992**	長期借入金	1,757,772
建物	869,564	退職給付引当金	376,489
車両運搬具	1,688	その他	3,917
工具、器具及び備品	5,477	**負債合計**	**2,729,847**
土地	740,146	**（純資産の部）**	
その他	1,114	**株主資本**	**1,347,311**
無形固定資産	**47,648**	**資本金**	**40,000**
ソフトウエア	39,850	**資本剰余金**	**3,595**
その他	7,797	その他資本剰余金	3,595
投資その他の資産	**198,762**	**利益剰余金**	**1,318,654**
投資有価証券	10,631	利益準備金	10,000
関係会社株式	68,105	その他利益剰余金	1,308,654
出資金	2,010	別途積立金	400,000
長期前払費用	29,421	繰越利益剰余金	908,654
差入保証金	35,764	**自己株式**	**△ 14,938**
その他	52,829	**純資産合計**	**1,347,311**
資産合計	**4,077,158**	**負債・純資産合計**	**4,077,158**

損　益　計　算　書

（2021年2月1日から　2022年1月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		3,075,094
売　上　原　価		1,486,514
売　上　総　利　益		**1,588,580**
販売費及び一般管理費		1,532,292
営　　業　　利　　益		**56,287**
営　業　外　収　益		
受　　取　　利　　息	263	
受　　取　　配　　当　　金	498	
不　　動　　産　　収　　入	19,908	
そ　　の　　他	3,890	24,560
営　業　外　費　用		
支　　払　　利　　息	24,491	
そ　　の　　他	7,710	32,202
経　　常　　利　　益		**48,645**
特　　別　　利　　益		
そ　　の　　他	2,214	2,214
特　　別　　損　　失		
固　定　資　産　除　却　損	55	55
税　引　前　当　期　純　利　益		**50,804**
法人税、住民税及び事業税	460	460
当　　期　　純　　利　　益		**50,344**

株主資本等変動計算書

(2021年2月1日から　2022年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
					別途積立金
当期首残高	40,000	3,600	3,600	10,000	400,000
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の処分		△ 4	△ 4		
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△ 4	△ 4	－	－
当期末残高	40,000	3,595	3,595	10,000	400,000

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	859,724	1,269,724	△ 12,163	1,301,161	1,301,161
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,414	△ 1,414		△ 1,414	△ 1,414
当期純利益	50,344	50,344		50,344	50,344
自己株式の処分			154	150	150
自己株式の取得			△ 2,930	△ 2,930	△ 2,930
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	48,929	48,929	△ 2,775	46,149	46,149
当期末残高	908,654	1,318,654	△ 14,938	1,347,311	1,347,311

重要な会計方針

1　有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	移動平均法による原価法

2　棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品及び仕掛品	主として、個別法による原価法
(2) 商品及び貯蔵品	最終仕入原価法による原価法

3　固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産	定率法 なお、1998年４月１日以降取得の建物及び2016年４月１日以降取得の設備造作については定額法を採用しております。
(2) 無形固定資産	定額法 なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウエア５年であります。
(3) 長期前払費用	定額法

4　引当金の計上方法

(1) 賃倒引当金は、売上債権等の貸倒損失に備えるため毎期一定額を計上しております。
(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため当期末における要支給額を計上しております。
(3) 返品調整引当金は、将来の返品に備えるため税法基準に基づき計上しております。
(4) 単行本在庫調整勘定は将来の断裁に備えるため税法基準に基づき計上しております。

5　リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6　消費税等の会計処理は、税抜処理によっております。

賃借対照表注記

1	取締役に対する金銭債権		46,923千円
2	関係会社に対する金銭債権		41,547千円
	関係会社に対する金銭債務		31,401千円
3	商品及び製品より直接控除している単行本在庫調整勘定の額		154,000千円
4	有形固定資産の減価償却累計額		227,427千円
5	賃借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産は、通信販売システム一式であります。		
6	担保に供している資産及び担保に係る債務		
	(1) 担保に供している資産	土　地	678,757千円
		建　物	334,461千円
	(2) 担保に係る債務	長期借入金	1,106,682千円
		社　債	20,000千円

損益計算書注記

1	関係会社との取引高	営業収益	38,198千円
		営業外利益	558千円
		営業費用	284,316千円
2	１株当り当期純利益		968円44銭

株主資本等変動計算書に関する注記

1　当該事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	80,000株

2　当該事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	28,970株

3　当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2021年３月29日の定時株主総会において、次のとおり決議されました。

配当金の総額	1,414,750円

4　当該事業年度の末尾後に行う剰余金の配当に関する事項

2022 年３月 28 日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

配当金の総額	1,275,750 円

（別紙４）当社成立の日における貸借対照表

貸　借　対　照　表

（2022年１月４日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		**（純資産の部）**	
固定資産	**7,525,601**	**株主資本**	**7,525,601**
投資その他の資産	**7,525,601**	**資本金**	**100,000**
関係会社株式	7,525,601	**資本剰余金**	**7,425,601**
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	7,400,601
資産合計	**7,525,601**	**純資産合計**	**7,525,601**